

支給に当たつての注意事項（公務員支給対象者向け）

- * 申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要（所属庁による令和2年4月分（又は3月分。以下同じ。）の児童手当の受給証明を受けることが必要）ですので、申請書に必要事項を記載の上、所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。）時点で住民票のある市区町村に申請してください。

【支給対象者について】

- 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- ※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。
- 「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。
- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。
- 令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、所属庁の子育て世帯臨時特別給付金担当又は現在お住まいの市町村にお問い合わせください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。）
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請先について】

- 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。
令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先になりますのでご注意ください。
 - ※ 令和2年3月分の児童手当の対象となっているお子さんのみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。
 - ※ 申請書の「申請・請求者の住所（令和2年3月31日（又は同年2月29日）時点の住民票所在地）」の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申請してください。

【申請方法等について】

- 所属庁から申請書の配布を受けた後、必要事項を記載の上、当該所属庁に記載済みの申請書を提出してください。
- 所属庁は、申請者の令和2年4月分の児童手当の受給証明を行い、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載等して、申請者に交付します。
- 多くの市区町村の申請受付期間は、令和2年6月から同年9月までとなっていると考えられるので、申請書が交付された後、速やかに申請・支払方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に以下のように記載されています。)をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
 - 『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』
 - 【店名】○○○（漢数字3桁）○○○（読み方）
 - 【店番】○○○（数字3桁）【預金種目】○○預金【口座番号】○○○○○○○（数字7桁）』
 - ※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【市区町村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、市区町村から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
 - もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市区町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、子育て世帯臨時特別給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、市区町村が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、所属庁の子育て世帯臨時特別給付金担当又は申請先の市区町村までお問い合わせください。